

平成30年度柏崎市社会福祉協議会職員採用募集要項

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、次のとおり非常勤職員（事務員）の募集を行います。

1 受付期間

平成30年12月21日（金）から平成31年1月11日（金）の間の午前9時～午後5時までに市販の履歴書・職務経歴書を提出のこと（郵送された履歴書については、平成31年1月11日必着）

2 採用職種、採用予定数、受験資格等

職 種	採用人数	受 験 資 格
非常勤職員 （事務員）	1名	学歴不問・年齢不問 普通自動車運転免許（AT限定可）

*上記資格の他、パソコン（ワード・エクセル）を操作できる方

3 申し込み資格

住 所 採用時に柏崎市または、近隣市町村に住所を有し、通勤可能な方

※ ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- （1）被後見人及び被保佐人
- （2）禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの方。
- （3）日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

4 勤務地及び業務内容

- ・勤務地：〒945-0045 柏崎市豊町3-59 柏崎市総合福祉センター内 0257-22-1411
総務課 総務係
- ・業務内容：社会福祉協議会における職員の勤怠実績等の集計・パソコンソフトへの入力、施設管理事務。
その他、総務業務の全般。

5 試験日時及び試験場所

日 時 平成31年1月21日（月）午前9時00分～（面接時間は1月15日までに電話連絡します。）
場 所 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター 0257-22-1411
方 法 ○面接試験

6 合格者の決定通知及び採用

試験の可否については、面接試験後に郵送で通知いたします。

なお、この試験による **採用は平成31年2月1日** を予定しています。採用日については、応談可

7 給 与 等

- （1）給 与 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則によります。
非常勤事務員 時給830円

- (2) 手 当 雇用契約職員に関する細則に基づき通勤手当等が支給されます。
- (3) 雇用期間 平成31年2月1日～平成31年3月31日（更新あり。更新後の契約期間は1年間になります。）
- (4) 就業時間 月～金で勤務表による
始業9時00分から終業午後3時30分（休憩60分）
※始業時間及び終業時間の繰り上げ・繰り下げをお願いすることがあります。
- (5) 福利厚生 雇用保険、労災保険に加入します。
- (6) その他 本会職員就業規則及び雇用契約職員に関する細則によります。

8 受験手続

(1) 申込方法

市販の履歴書に所要事項を記入し、写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3ヶ月以内）1枚貼付（裏面に撮影年月日・氏名記入のこと）、職務経歴書、資格を証明できる資料を添付して、社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会事務局に直接持参するか、郵送してください。

(2) 記入の注意等

- ① 記載は、全て黒ボールペン等を用いてください。
- ② 数字は、全て算用数字を用いてください。
- ③ 記載事項に不正があると採用資格を失うことがあります。
- ④ 資格を証明できる資料（資格証及び運転免許証等の写し）
- ⑤ 郵送で履歴書を提出する場合は、簡易書留等確実な方法をとってください。
- ⑥ 受験を希望する職を忘れずに記入してください。

9 その他 採用後、社会福祉協議会職員として、他の業務に人事異動することがあります。

10 照会等

この試験についてご不明な点がございましたら、下記に連絡ください。

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

TEL (0257) 22-1411 (担当: 本間、野澤)